

## 目次

### 教育委員会規則

- 北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則…………… 1

### 公布された教育委員会規則のあらまし

#### ◆北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第6号）

##### 1 趣旨

平成30年度の北海道立高等学校の生徒定員を減員するため、この教育委員会規則を制定することとした。

##### 2 内容

(1) 北海道深川西高等学校ほか8校について、全日制の課程の第1学年の生徒定員を減員することとした（別表第1関係）。

名 称	課 程	学 科	現 行	改正後	減員数
北海道深川西高等学校	全日制の課程	普通科	160	80	80
北海道長沼高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道野幌高等学校	全日制の課程	普通科	240	200	40
北海道上川高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道紋別高等学校	全日制の課程	普通科	120	80	40
北海道湧別高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道広尾高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道本別高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道弟子屈高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40

(2) 北海道檜山北高等学校ほか5校について、単位制による全日制の課程の生徒定員を減員することとした（別表第1関係）。

名 称	課 程	学 科	現 行	改正後	減員数
北海道檜山北高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	360	320	40
北海道留萌高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	480	440	40
北海道斜里高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	240	200	40
北海道清水高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	480	440	40
北海道標茶高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	320	280	40
北海道根室高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	320	280	40

(3) 北海道札幌北高等学校について、定時制の課程の第3学年について、学年進行に伴い、生徒定員を減員することとした（別表第1関係）。

名 称	課 程	学 科	現 行	改正後	減員数
北海道札幌北高等学校	定時制の課程	普通科	80	40	40

##### 3 施行期日

この教育委員会規則は、公布の日から施行することとした。

## 教育委員会規則

北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成30年 4月17日

北海道教育委員会教育長 柴田達夫

### 北海道教育委員会規則第6号

北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 北海道深川西高等学校の項中

普通科	160	160	160		
-----	-----	-----	-----	--	--

480

普通科	80	160	160		400
-----	----	-----	-----	--	-----

に改め、同表北

海道長沼高等学校の項中

普通科	80	80	80		240
-----	----	----	----	--	-----

を

普通科	40	80	80		200
-----	----	----	----	--	-----

に改め、同表北海道札幌北高等

学校の部定時制の課程の款普通教育を主とする学科の項中

普通科	80	80		
-----	----	----	--	--

80	80	320
----	----	-----

普通科	80	80	40	80	280
-----	----	----	----	----	-----

に改め、同表北海道野幌高等学校の項中

普通科	240	240	280		
-----	-----	-----	-----	--	--

760

普通科	200	240	280		720
-----	-----	-----	-----	--	-----

に改め、同表北

海道檜山北高等学校の項中

総合学科	360				360
------	-----	--	--	--	-----

を

総合学科	320			320
------	-----	--	--	-----

に改め、同表北海道上川高等

学校の項中

普通科	80	80	40		200
-----	----	----	----	--	-----

を

普通科
-----

40	80	40		160
----	----	----	--	-----

に改め、同表北海道留萌高等学校の部単位制によ

る全日制の課程の款普通教育を主とする学科の項中

普通科	480
-----	-----

	480
--	-----

を

普通科	440		440
-----	-----	--	-----

に改

め、同表北海道紋別高等学校の部全日制の課程の款普通教育を主とする学科の項中

普

普通科	120	120	120		360
-----	-----	-----	-----	--	-----

を

普通科	80	120	
-----	----	-----	--

		320
--	--	-----

に改め、同表北海道斜里高等学校の項中

総合学科	
------	--

240		240
-----	--	-----

を

総合学科	200		200
------	-----	--	-----

に改め、同表北海道湧別高等学校の項中

普通科	80	80	40	
-----	----	----	----	--

」

200 を

普通科	40	80	40	160
-----	----	----	----	-----

」に改め、同表北海道清水高等学校の項中

総合学科	480	480
------	-----	-----

」を

総合学科	440	440
------	-----	-----

」に改め、同表北海道広尾高等学校の項中

普通科	80	80	80	240
-----	----	----	----	-----

」を

普通科	40	80	80	200
-----	----	----	----	-----

」に改め、同表北海道本別高等学校の項中

普通科	80	40	40	160
-----	----	----	----	-----

」を

普通科	40	40
-----	----	----

」

40

40	80	80	200
----	----	----	-----

」に改め、同表北海道標茶高等学校の項中

総合学科	320	320
------	-----	-----

」を

総合学科	280	
------	-----	--

」

280

280	200
-----	-----

」に改め、同表北海道弟子屈高等学校の項中

普通科	80	80	40
-----	----	----	----

」

200	200
-----	-----

」を

普通科	40	80	40	160
-----	----	----	----	-----

」に改め、同表北海道根室高等学校の部単位制による全日制の課程の款普通教育を主とする学科の項中

普通科	320	320
-----	-----	-----

」を

普通科	280	280
-----	-----	-----

」に改める。

**附 則**

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

